

造船造機統計調査（指定統計第29号を作成するための調査）

改 正 案	現 行	理 由
<p style="text-align: center;">造船造機統計調査要綱</p> <p style="text-align: center;">平成20年 月 日承認 平成21年 4月 1日施行</p> <p>調査の目的、事項、範囲、期日及び方法</p> <p>1 目的 この調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。この調査は、造船調査及び造機調査に分ける。</p> <p>2 事項 この調査は、下記に掲げる事項について、別紙第1号様式及び第2号様式により行う。ただし、下記の（1）のイ及びウの船舶には鋼製の船舶以外の船舶のうち総トン数20トン未満で、かつ、長さ15メートル未満のものを含まない。</p> <p>（1）造船調査 ア 工場の名称及び所在地 イ 製造船舶 ウ 修繕船舶</p> <p>（2）造機調査 ア 工場の名称及び所在地 イ 船用機関等の製造高及び部品製造高、<u>四半期末在庫高</u>及び修繕高</p> <p>3 範囲 この調査は、下記の調査対象について行う。</p> <p>（1）造船調査は、鋼製船舶又は、鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。以下同じ。）について調査する。</p> <p>（2）造機調査は、別表に掲げる船用機関等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場について調査する。</p>	<p style="text-align: center;">造船造機統計調査要綱</p> <p style="text-align: center;">平成20年 月 日承認</p> <p>調査の目的、事項、範囲、期日及び方法</p> <p>1 目的 この調査は、造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。この調査は、造船調査及び造機調査に分ける。</p> <p>2 事項 この調査は、下記に掲げる事項について、別表第1号様式及び第2号様式により行う。ただし、下記の（1）のイ及びウの船舶には鋼製の船舶以外の船舶のうち総トン数20トン未満で、かつ、長さ15メートル未満のものを含まない。</p> <p>（1）造船調査 ア 工場の名称及び所在地 イ 製造船舶 ウ 修繕船舶</p> <p>（2）造機調査 ア 工場の名称及び所在地 イ 船用機関等の製造高、<u>月末在庫高</u>及び修繕高並びに<u>部品製造高</u></p> <p>3 範囲 この調査は、下記の調査対象について行う。</p> <p>（1）造船調査は、鋼製船舶又は、鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きょ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。以下同じ。）について調査する。</p> <p>（2）造機調査は、別表に掲げる船用機関等の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場について調査する。</p>	<p>・ 施行日の明確化のため</p> <p>・ 用語の混同の是正のため</p> <p>・ 造機統計の調査周期の見直しのため</p>

造船造機統計調査要綱（改正案）	造船造機統計調査要綱（現行）	理由
<p>4 期日 <u>(1) 造船調査は、毎月末現在</u> <u>(2) 造機調査は、毎四半期末現在</u></p> <p>5 方法 (1) 申告義務者 ア 造船調査は、3の(1)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。 イ 造機調査は、3の(2)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。</p> <p>(2) 申告及び調査の方法 ア 申告者は、郵送配布された調査票に所定の事項を記入し工場の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（運輸支局又は海事事務所が工場の所在地を管轄していない場合は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））<u>に造船調査にあつては調査月の翌月10日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌月10日までに提出する。</u> なお、申告は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。 この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長（以下「地方運輸局長等」という。）に提出されたものとみなす。</p> <p>イ 地方運輸局長等は、申告者の提出した調査票を整理審査し、<u>造船調査にあつては調査月の翌月15日までに、造機調査にあつては調査四半期の翌月15日までに国土交通大臣に提出する。</u> なお、電子情報処理組織を使用して申告がされた場合は、地方運輸局長等が審査・整理を終了したときに調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。</p>	<p>4 期日 <u>毎月末現在</u></p> <p>5 方法 (1) 申告義務者 ア 造船調査は、3の(1)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。 イ 造機調査は、3の(2)に規定する工場を事実上管理する者が申告するものとする。</p> <p>(2) 申告及び調査の方法 ア 申告者は、郵送配布された調査票に所定の事項を記入し工場の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（運輸支局又は海事事務所が工場の所在地を管轄していない場合は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））<u>に調査の時期の翌月10日までに提出する。</u> なお、申告は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。 この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が地方運輸局長、運輸支局長又は海事事務所長（以下「地方運輸局長等」という。）に提出されたものとみなす。</p> <p>イ 地方運輸局長等は、申告者の提出した調査票を整理審査し、<u>調査の時期の翌月15日までに国土交通大臣に提出する。</u> なお、電子情報処理組織を使用して申告がされた場合は、地方運輸局長等が審査・整理を終了したときに調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。</p>	<p>・造機統計の調査周期の見直しのため</p> <p>・他の統計調査の要綱との平仄合わせのため</p> <p>・他の統計調査の要綱との平仄合わせのため</p>

造船造機統計調査要綱（改正案）	造船造機統計調査要綱（現行）	理由
<p>集計事項及び集計方法</p> <p>1 集計事項 (1) 造船調査は、下記に掲げる事項を集計する。</p> <p>ア 用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数 イ 用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価 ウ 国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高</p> <p>(2) 造機調査は、下記に掲げる事項を集計する。 ア 機種別製造高、<u>四半期末在庫高</u>及び修繕高 イ 機種別部品製造高</p> <p>2 集計方法 <u>国土交通大臣は、自ら受理した調査票を審査集計する。</u></p> <p>3 結果の公表の方法及び期日 (1) <u>国土交通大臣は集計結果を造船調査にあっては造船統計月報により、造機調査にあっては造機統計四半期報により公表する。</u> (2) <u>公表の期日は、月報については、調査月の翌々月末日までに、四半期報については、調査四半期の翌々月末日までに公表する。</u></p> <p>4 関係書類の保存期間及び保存責任者 <u>国土交通大臣の保存する調査票又は電磁的記録の保存期間は、2年とし、国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は、2年とする。</u> <u>保存責任者は国土交通大臣とする。</u></p> <p><u>5 (削除)</u> <u>(1) (削除)</u></p>	<p>集計事項及び集計方法</p> <p>1 集計事項 (1) 造船調査は、下記に掲げる事項を集計する。</p> <p>ア 用途、トン数階級、起工、進水別鋼船の隻数及びトン数 イ 用途及びトン数階級別しゅん工船舶の隻数、トン数及び船価 ウ 国籍及び船質別修繕船舶の隻数、トン数及び修繕高</p> <p>(2) 造機調査は、下記に掲げる事項を集計する。 ア 機種別製造高、<u>月末在庫高</u>及び修繕高 イ 機種別部品製造高</p> <p>2 集計方法 <u>国土交通大臣においての1に掲げる事項について、調査の時期の翌翌月5日までに集計を完了する。</u></p> <p>3 結果の公表の方法及び期日 <u>の1に掲げる事項を集計完了後2月以内にこれを造船造機統計月報その他によって公表する。</u></p> <p>4 保存期間及び保存責任者 <u>保存期間 集計表 2年</u> <u>調査票又は電磁的記録 2年</u> <u>保存責任者 国土交通大臣（集計表及び調査票又は電磁的記録）</u></p> <p><u>5 その他必要事項</u> <u>(1) 実地調査</u> <u>この調査については、統計法第13条の規定により、調査事項について必要な場所に立ち入り検査をし、調査資料の提出を求め、又は、関係者に対し質問することができるものとする。</u></p>	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造機統計の調査周期の見直しのため ・他の統計調査の要綱との平仄合わせのため ・他の統計調査の要綱との平仄合わせのため ・他の統計調査の要綱との平仄合わせのため ・現在まで実地調査の実績が無く、今後も同調査の実施が見込めないため

造船造機統計調査要綱（改正案）	造船造機統計調査要綱（現行）	理由				
<p><u>（２）（削除）</u></p> <p>別紙第 1 号様式及び第 2 号様式〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="203 571 907 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 571 907 630">舶用機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 630 907 887"> <p>舶用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、舶用ボイラ、補助機械、操だ装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器</p> </td> </tr> </tbody> </table>	舶用機関等	<p>舶用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、舶用ボイラ、補助機械、操だ装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器</p>	<p><u>（２）調査票又は電磁的記録の使用</u> <u>造船造機における製造計画の設定若しくは実施に関する事務を行うために、地方運輸局及び海事局造船課において造船調査票又は造船調査の電磁的記録を、同船用工業課において造機調査票又は造機調査の電磁的記録を使用することができる。</u></p> <p>別表第 1 号様式及び第 2 号様式〔略〕</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="947 571 1650 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="947 571 1650 630">舶用機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="947 630 1650 887"> <p>蒸気タービン、ガスタービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、蒸気ボイラ、その他のボイラ、ポンプ、空気機械等、油処理装置、熱交換機、電気機器、操だ装置、操船装置、油圧機器、係船機械、荷役機械、漁ろう用機械、その他の係船・荷役機械、プロペラ軸系、プロペラ、減速装置等、電波計器、航海計器、無線通信・船内通信装置、船灯・信号器具、錨・錨鎖、自動化機器</p> </td> </tr> </tbody> </table>	舶用機関等	<p>蒸気タービン、ガスタービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、蒸気ボイラ、その他のボイラ、ポンプ、空気機械等、油処理装置、熱交換機、電気機器、操だ装置、操船装置、油圧機器、係船機械、荷役機械、漁ろう用機械、その他の係船・荷役機械、プロペラ軸系、プロペラ、減速装置等、電波計器、航海計器、無線通信・船内通信装置、船灯・信号器具、錨・錨鎖、自動化機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱上の記載項目とする必要性が乏しいため ・用語の混同の是正のため ・造機統計の調査対象品目の見直しのため
舶用機関等						
<p>舶用タービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、舶用ボイラ、補助機械、操だ装置、操船装置、係船荷役機械、軸系及びプロペラ、航海用具、錨・錨鎖、自動化機器</p>						
舶用機関等						
<p>蒸気タービン、ガスタービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、蒸気ボイラ、その他のボイラ、ポンプ、空気機械等、油処理装置、熱交換機、電気機器、操だ装置、操船装置、油圧機器、係船機械、荷役機械、漁ろう用機械、その他の係船・荷役機械、プロペラ軸系、プロペラ、減速装置等、電波計器、航海計器、無線通信・船内通信装置、船灯・信号器具、錨・錨鎖、自動化機器</p>						